

2008年11月14日

特別区長会会長  
多田 正見 様

東京清掃労働組合  
中央執行委員長 西川 卓吾

## 要 請

日頃の特別区政発展と職員の処遇改善のためご尽力されている貴職に敬意を表します。

本日は、2008年度の給与等の確定に関わり要請いたします。

10月10日の勧告当日の要請以降、みなさんとは交渉を重ねてきました。11月6日の団体交渉では、みなさんから現業（業務）職給料表が示されました。一昨年から私どもが再三に亘り求め続けたものが、やっと実現しました。今後とも引き続き勤務条件の根幹でもある現業（業務）職給料を示していただき協議することをお願いします。

先ず、技能系職員の任用制度に関わる課題です。「技能系職場の実態を調査し、その結果に基づいて、見直すべき必要があれば、早期に見直しを行なうよう努めてまいりたい」との回答を、昨年の妥結時の団体交渉でいただきました。実態調査は終了し、十分な分析も済まされていると推察し

ます。早急に具体案を示して協議することを求めます。

二つ目は、勤務時間の短縮についてです。

勧告では、「1日あたり7時間45分、1週間あたり38時間45分に改定することが適当である。」としています。

過酷な清掃業務の実態を踏まえて、勤務時間の短縮を直ちに実施していただきたいと思います。

三つ目は、勤勉手当に関わる成績率に関わる問題です。扶養手当、対象職員、拠出率倍増と職場の組合員はどれ一つとして納得してはおりません。全組合員とは言いませんが、大半の組合員が納得できる修正提案を求めます。

四点目に昇格時の昇給決定方法の改正です。基本的に受入れられるものでありますが、これまでの交渉でも指摘してきたように現業系職員にとっては経過措置は必要ないものです。再考を強く求めます。

最後になりますが、事業関係の団体交渉についてです。

私どもの念願が叶い交渉が11月4日に始まりました。組合員のごくごく当然の思いを実現できるようにみなさんの誠意ある温かい対応を求めます。よろしくお願いいたします。

以上

## 清掃労組 区長会要請 会長発言骨子

ただいま、皆さんからの要請を伺いました。

要請の内容につきましては、交渉委員に伝えます。

5

現在の経済情勢を見ますと、米国に端を発した金融危機が实体经济に波及し、区民生活に大きな影響を与えています。

10 各特別区は、中小企業への緊急融資などを実施し、この事態に対処しておりますが、経済の先行きが大変心配されるところです。

15 このような厳しい状況の下で、区民の区政に対する信頼を確保していくためには、公務能率を高め、より質の高いサービスを提供していくことが必要であります。

現在の特別区の人事・給与制度には、解決を図るべきいくつかの重要な課題があります。

その一つは、人事委員会の意見でも言及されている勤勉手当の成績率制度の改正であります。

5 これについては、勤勉手当の趣旨を踏まえたうえで、勤務成績を一層的確に給与処遇に反映していくための制度改正が必要であると考えております。

10 また、準定年制度の廃止や、病気休職者に係る給与の支給期間の見直し等の課題についても、時機を失することなく解決を図っていく必要があります。

技能系・業務系人事制度については、実態調査結果に示されている職場の実態を踏まえ、多角的な視点から検討を進めております。

15

次に、勤務時間の改定について申し上げます。

区民は、厳しい経済情勢の下で、最も身近な基礎的自治体である各特別区に大きな期待を寄せるとともに、職員の勤務条件に厳しい目を向けております。

勤務時間の改定について、区民の理解を得るためには、区民サービスの提供に支障を生じさせない適切な勤務体制の整備、公務能率の一層の向上、休息時間の廃止と  
5 ともに、現在、協議中の諸課題の解決が必要不可欠であります。

清掃事業に関する課題については、清掃事業交渉の場で、十分に協議してまいります。

10

私どもは、今後も皆さんと精力的に協議を進め、課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

私からは、以上です。